

# 告 示

## 埼玉県告示第九百九十六号

測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県飯能県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

公共測量（同時調整）

### 三 作業地域

飯能県土整備事務所管内

### 四 作業期間

令和二年九月三日から令和二年十一月二十七日まで